

## 京都大学施設・環境部施設企画課整備計画室要項

(平成17年3月31日総長裁定制定)

第1 本学における施設の長期計画、有効利用等に係る事務を円滑に処理するため、施設・環境部施設企画課に整備計画室を置く。

第2 整備計画室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設の長期計画に関すること。
- (2) 施設の有効利用に関すること。
- (3) その他施設整備計画に関すること。

第3 整備計画室に室長、室長補佐及び室員を置く。

- 2 室長は、施設・環境部施設企画課課長補佐(整備計画主査)をもって充てる。
- 3 室長は、上司の命を受け、整備計画室の室務を総括する。
- 4 室長補佐は、施設・環境部施設企画課専門員(整備計画担当)をもって充てる。
- 5 室長補佐は、室長の職務を助け、整備計画室の室務を整理する。
- 6 室員は、施設・環境部施設企画課計画推進掛、施設計画掛及び整備計画掛の職員をもって充てる。
- 7 室員は、室長の命を受け、整備計画室の室務に従事する。

第4 この要項に定めるもののほか、整備計画室の組織に関し必要な事項は、室長が定める。

### 附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。